

うきは市告示第22号

令和4年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月22日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和4年3月4日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

組坂 公明君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懐 和明君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

櫛川 正男君

佐藤 裕宣君

中野 義信君

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第1号1件、議案第1号から議案第26号まで26件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度うきは市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度うきは市一般会計補正予算(第9号))
- 日程第10 議案第4号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第5号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第7号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第18号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第20 議案第25号 うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第21 予算特別委員会の設置について
- 日程第22 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第23 陳情の委員会付託（陳情文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第1号1件、議案第1号から議案第26号まで26件、陳情第1号
1件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定
について）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計
補正予算（第8号））
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計
補正予算（第9号））
- 日程第10 議案第4号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第5号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第6号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第7号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第18号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第17 議案第20号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第18 議案第21号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第19 議案第24号 うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第25号 うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 予算特別委員会の設置について

日程第22 予算特別委員会への議案審査付託

日程第23 陳情の委員会付託（陳情文書表）

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鑑水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長			吉松 浩君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君

企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長		大石 恵二君	
市民生活課長兼人権・同和対策室長		石井 良忠君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君	総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	竹上 欣宏君	人事秘書係長	河原 祐介君

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから令和4年第1回うきは市議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番、鏈水英一議員、7番、熊懐和明議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月23日までの20日間としたいと思
いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月4日から3月
23日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

1 2月20日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しております。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本3月定例会は、新年度当初予算をはじめ、条例の制定や改正などに関して御審議をお願いするわけでありますが、昨年12月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 義信君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号1件、議案第1号から議案第26号まで26件、陳情第1号1件を上程いたします。

日程第5. 市長の施政方針について

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の施政方針について、市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和4年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

うきは市議会3月定例会の開会に当たりまして、市政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べ、議員の皆様をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私たちの暮らしを一変させた新型コロナウイルス感染症ですが、国内で感染が初めて確認されてから2年余りが経過いたしました。この間、様々な変異ウイルスの出現により、感染拡大の波を繰り返し、今まさに第6波としてオミクロン株への置き換わりにより感染者が高止まりをしている状況であります。うきは市におきましても1月中旬以降、急速に感染者が拡大し、いまだ収束が見通せない状況が続いております。感染拡大の影響は飲食業、宿泊業をはじめ、市内経済にも多大な影響を与えております。市といたしましても、浮羽医師会をはじめ地域の医療機関等

と連携をし、速やかに3回目のワクチン接種を行い、引き続き感染拡大防止とコロナ支援策を講じてまいります。

さて、ここで市政運営の基本方針について述べさせていただきます。

3期目の市政運営に当たりましては、1つ目として、「新しい生活様式」を踏まえたまちづくり——Society 5.0に向けた社会実装、そして2つ目にSDGsと脱炭素化、持続可能な地域社会づくり、そして、3つ目に女性が輝くまちづくり、若年層の人口減少対策、そして4つ目に地域経済の好循環を目指して、そして最後ですが、5つ目に人材育成、新たな学びへの挑戦、この5つの柱の下、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」「第2期うきは市ルネッサンス戦略」「第2次うきは市教育大綱」「うきは市過疎地域持続的発展計画」等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、様々な取組を進めてきたところであります。

しかしながら今日、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害への対応、歯止めがかからない人口減少対策、地域経済の活性化対策、デジタル化対策、縮小社会に対応した身の丈に合った行財政運営など、まだまだ大きな課題が山積をしております。これらの課題につきまして、市民の皆様や企業をはじめとした各種団体の皆様とともに、その問題の所在を共有して、自律的かつ多様な主体との協働を図りながら解決していくことが求められております。

また一方で、活力と魅力あるまちづくりを進めるに当たっては、うきは市の地域としての価値をどのようにして創造して伸ばしていくかが大きなポイントだと考えております。地域には、そこにある「もの」（地域資源）と、そこに住んでいる「ひと」しかいないのであり、そこをどうブラッシュアップしていくかが課題であります。そして、今後のまちづくりは、地域にあるものを生かして自立していく「内発的発展」「地域力創造」へと変わらなければならないと強く思っているところでございます。

このような基本方針、そして様々な諸課題が山積する中、令和4年度における大きな動きとしては、次の6点があると思っております。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株への置き換わりによる予想以上の感染拡大に伴い、2回目接種から6か月に前倒ししての追加3回目ワクチン接種となりました。昨年12月から医療従事者等への個別接種を開始し、今年2月初旬からは、2回目の接種からの接種間隔が6か月経過した方への集団接種についても開始したところであります。また、5歳から11歳につきましても、今月中旬から順次実施してまいります。今後も市民の皆様の命と健康を守るため、「ワクチン接種対策室」を中心に浮羽医師会、医療機関と連携し、早急にワクチン接種を推進してまいります。

次に、株式会社資生堂及び中山リサイクル産業株式会社の操業開始についてであります。

「久留米・うきは工業団地」に進出が決定している株式会社資生堂については、5月に操業が開始する予定であります。また、昨年11月に同団地に立地協定を締結した木材チップの中山リサイクル産業株式会社についても、今年度中に工場が完成し、操業開始となる予定であります。今後、雇用の創出など、地域経済への波及が大いに期待をされているところであります。

次に、「マリオット・インターナショナル」ホテル建設についてであります。

昨年11月に世界最大手のホテル、「マリオット・インターナショナル」の道の駅うきは隣接地への進出が決定いたしました。令和5年のオープンに向け、いよいよホテル建設が始まりますが、宿泊特化型のホテルであり、飲食業など市内経済への波及効果が生まれるような対応を考えていかなければならないと、このように考えております。

次に、朝田古墳群の国指定100周年記念事業についてであります。

朝田古墳群に属する重定古墳、楠名古墳、塚花塚古墳が国の指定から100周年を迎えることから、西ノ城古墳の発掘調査も踏まえ、講演会や記念映像撮影、石室特別公開などの記念事業を開催したいと思っております。

次に、「筑後川フェスティバル」についてであります。

1987年（昭和62年）に大川市で初めて開催されて以来、長年にわたり関係市町村の持ち回りで開催されてきた「筑後川フェスティバル」であります。旧浮羽郡で平成7年に開催して以来、うきは市としては初めての開催を秋頃に予定しているところであります。

最後になりましたが、うきは市議会議員の選挙等についてであります。

任期満了に伴ううきは市議会議員選挙が4月17日告示、4月24日投票で実施されます。また7月には、参議院議員の通常選挙が実施される予定であります。

それでは、市政運営の基本方針の下、このような諸課題や令和4年度の動きに対応するために編成いたしました令和4年度の当初予算の概要について申し上げます。

令和4年度当初予算編成に当たり、まずは、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種をできる限り早急に行うとともに、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」「第2期ルネッサンス戦略」「第2次うきは市教育大綱」「過疎地域持続的発展計画」の2年目の年であることから、特に若年層の人口減少対策に取り組み、デジタル化、脱炭素化への対応など、一般会計予算総額で対前年度6,436万1,000円、0.4%減の158億1,070万円を計上しているところでございます。

歳入では、市税は税収の回復基調などにより、前年度に比べ1億749万8,000円、3.9%増の28億3,522万6,000円を見込んでおります。また、地方譲与税は2,816万7,000円、20.9%増の1億6,324万6,000円、地方消費税交付金は

2,000万円減の5億3,300万円を見込んでおります。地方交付税は、令和4年度地方財政計画において、前年度を上回る水準が確保されていることから、前年度比1億4,600万円、3.1%増の48億1,600万円を見込んでおりますが、臨時財政対策債は国の税収増を受け、折半対象財源不足が解消したことから1億700万円、35.7%減の1億9,300万円に抑制される見通しで、地方交付税と合わせると、対前年度比3,900万円の増額となっております。また、財源不足を補うため、令和3年度当初予算は、過去最高の12億3,000万円の財政調整基金の取崩しを行いました。今年度は8億9,300万円を計上しております。

うきは市は今後、上水道の整備や浮羽消防署本署・出張所の建て替え、ごみ処理・し尿処理施設の更新に加え、公共施設の老朽化に伴う改修経費や維持管理経費の増大、さらには施設の統廃合など、多額の財政措置が必要となるなど、多くの課題を抱えております。こうした厳しい財政状況の中、今後も国・県の補助金や有利な地方債などを最大限活用して、引き続き必要な財源確保に取り組んでまいります。また、御幸小学校北校舎大規模改造工事や災害復旧事業などの繰越予算が11億4,431万2,000円となっており、当初予算と合わせますと169億5,501万2,000円となります。3月補正予算と合わせ、「13か月予算」として、切れ目なく事業を推進してまいります。

前段に申し上げました市政運営の基本方針を具現するため、令和4年度に取り組む重点施策について御説明申し上げます。

まず、1点目は「新しい生活様式」を踏まえたまちづくり——Society 5.0に向けた社会実装についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたまちづくりを進めていく必要があります。DX——デジタルトランスフォーメーション化を推進するため、自治体情報システムの標準化・共通化やマイナポータルを活用したオンライン手続を進めていくため、「行政手続オンライン化に伴うシステム改修事業」に取り組んでまいります。

また、令和5年度から地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税・軽自動車税が追加されるのに併せまして、これまでの集合税方式を単税化するとともに、全国統一のQRコードを導入し、全国どこでも電子納税ができる環境づくりを行うための「集合税の単税化のためのシステム改修」を行ってまいります。市民の皆様の中には、長年親しんできた「集合税方式」を変更することに戸惑い等もあろうかとは思いますが、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

うきは市は、装飾古墳をはじめとする歴史的遺跡が多く残る歴史ロマンあふれるまちであることから、一層の地域資源の活用を図る必要があります。昨年暮れには、発掘調査中の「西ノ城古墳」が、全国でも確認例が極めて少なく、九州で初確認された双方中円墳として西日本新聞、そ

して、その後、朝日新聞、読売新聞でも大きく報道されました。今後、さらに発掘調査を続け、うきは市の貴重な文化遺産として将来の史跡指定を目指してまいります。朝田古墳群に属する楠名古墳、重定古墳、塚花塚古墳が国指定となって100周年となることを記念して、古墳の紹介、解説映像や石室模型等関連製品を製作し、古墳関連の講演会や石室特別公開等を行う「朝田古墳群100周年事業」の取組を行います。「屋形古墳群整備事業」では、国史跡指定地内の原古墳の奥壁装飾を保護する覆屋の改修、古墳入り口部の整備、散策路整備を行ってまいります。

うきは市は、刑法犯認知件数や交通事故等の発生件数が県内で最も少ない地域の1つであります。安全・安心な誰もが住みよいまちづくりを進めていくため、犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や重傷病を負った方を支援していく「犯罪被害者等見舞金制度」を創設いたします。また、近年多発する自然災害等に対応するため、地域防災の重要な担い手である「消防団員の処遇改善」にも一層取り組んでまいります。

2点目は、「SDGs」と「脱炭素化」、持続可能な地域社会づくりであります。

本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、「誰1人取り残さない」というSDGsの理念の下に、直面する課題に迅速かつ的確に対応する必要があります。イギリスで開かれた国連気候変動対策の会議「COP26」は、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求するとした成果文書を採択して閉幕いたしました。これに先立って、政府は「2050年カーボンニュートラル」の宣言を行い、脱炭素化に向けた取組を加速化させているところであります。

うきは市におきましても、令和4年1月31日に2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。令和4年度は「地域再生エネルギー導入目標策定業務」により、2050年を見据えた地域脱炭素化に向けた現状分析、温室効果ガス排出量の推計等を行い、地球温暖化対策実行計画の策定の基礎データとすることや、「地域エネルギープロジェクト可能性調査」では、うきは市の地域エネルギー事業の可能性調査を実施し、今後の事業のマスタープランを策定してまいります。

うきは市の美しい田園風景を後世に残すためにも、将来を見据えた土地利用計画づくりが必要となってまいります。「都市計画基礎調査・基本図作成業務」により、都市計画区域の検討資料となる基本図の策定と基礎調査を進めてまいります。また、3D都市モデルの整備により、浸水や土砂災害等の災害リスクの可視化、景観保存・整備、都市計画立案など、まちづくり分野における活用を図ってまいります。

自然環境に恵まれたうきは市にとって、これからも自然環境を守っていく必要があります。

「うきはテロワール生物多様性調査事業」では、生態系を調査・分析していくとともに、うきは市の生物多様性の魅力や市内に生息する動植物を紹介する啓発資料を作成することにより、地域の自然環境を守る意識の向上と地域活性化につなげてまいります。

3点目は、女性が輝くまちづくり、若年層の人口減少対策についてであります。

令和2年国勢調査では、うきは市の人口は2万7,981人と、5年前と比べ約1,500人の減少となり、依然として人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、若年層の人口減少対策として、大きく2つの新規事業を実施いたします。

まず、1つ目の「子育て世帯等マイホーム取得支援補助金」は、市内で新築住宅を取得する子育て世帯に対し、基本額30万円に加え、18歳以下の子供1人につき10万円などの加算額と合わせて、子供3人家庭では最大100万円の補助を行うものであります。従来から実施している若者の結婚新生活を応援するため、最大60万円を補助する「結婚新生活支援補助金」や、地域の木材を利用する方へ最大60万円を補助する「地域木材利用促進事業費補助金」と併せて申請を可能とするものであり、子育て世帯への支援をさらに加速させるものでございます。

また、2つ目の「従業員への家賃補助支援補助金」は、市内で住宅を借りる従業員を雇用する事業所に対して、月額最大2万円の家賃補助金を支給することで市内への居住を促進するとともに、事業所の福利厚生充実を図り、従業員確保難の解消効果にも期待しているところであります。

さらに「子ども医療制度拡充」では、令和5年1月から未就学児までの通院自己負担を無料化していきます。このほか、コロナ禍でも安心して出産ができる環境を整えるため、引き続き「妊産婦応援タクシー助成事業」を実施し、妊産婦への交通費を助成するとともに、地域公共交通の利用の喚起を促すものでございます。

4点目は、地域経済の好循環を目指しての取組についてでございます。

経済産業省の地域経済分析システム——RESASからも地域経済循環率を高めていくことが地域経済の活性化に重要なことが分かってまいりました。その中でも農業は地域経済への貢献度が高く、うきは市の基幹産業でもあります。「中山間地域営農組織体制づくり支援事業」は、過疎化が進展している中山間地域の優良農地を守り継承していくため、集落営農組織等を立ち上げ、将来的に活動していくための費用を一部助成するものでございます。

また、遊休施設等を活用したアウトドア活動の開発・実証などを行い、うきはの自然の利活用を検討する「山間部地域資源活用プロジェクト事業」で関係人口の拡大を図ってまいります。うきは市面積の半分を占める森林は、水源涵養機能のほか、CO₂吸収機能など、国土保全上からも重要な役割を果たしております。

「未利用材利活用促進事業」は、これまで活用されていなかった未利用材を森林組合がストックヤードで買取り・出荷を行っていますが、市が上乗せ助成を行い森林所有者へ還元することで、森林整備の促進、経営意欲の向上につなげてまいります。

また「林業・木材産業成長産業化促進対策事業」では、国の補助事業を活用して、木材加工流

通施設や高性能林業機械等の整備を進めてまいります。

うきは市の創業支援を加速化していくため、市内事業者のクラウドファンディングを活用した資金調達を支援するため、クラウドファンディングを行う事業者をサポートする専門家の募集・支援を行う「ファンドレイザー支援事業」を実施してまいります。

「長野伏越周辺利活用検討業務」では、近代土木技術の結晶である長野伏越（逆サイフォン）の周辺の利活用の提言を受け、周辺地域の活用を含め、そして、その整備の在り方について検討してまいります。

最後の5点目は、人材育成、新たな学びへの挑戦についてでございます。

「人材バンクボランティア事業」は、登録したボランティアと派遣要請とのマッチングを行うもので、学校や子供を支援するボランティアの募集と派遣の拡大を目指してまいります。

「うきは市ハローワーク事業」は、保健課内に無料職業紹介所（サテライトデスク）を定期的に設置し、引き続き市内高齢者施設等の事業所の人手不足を解消するため、求職者、求人事業所のマッチング事業をする実証実験を行ってまいります。

「豊かな心育成事業」では、保育園や幼稚園等の未就学児を対象に、音楽を使って身体的、感覚的、知的な発達を促すリズム教育や、音感を養いながら英語を聞く力を育てる音感英語教育を行うもので、さらに内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

結びに、以上、令和4年度における市政運営の基本方針と重点施策等について述べさせていただきました。

先月、内閣府が発表した2021年10月から12月期の国内総生産（GDP）速報値は、10月から12月期、前期比1.3%増、年率換算5.4%増となりました。2021年通年でも1.7%のプラス成長となったものの、5%超の欧米との差が大きく開くなど、日本はコロナ前の水準を回復していないことが鮮明になっております。バブル崩壊以降の「失われた30年」で、OECD諸国と比べて日本の賃金水準が低下していることが回復の足かせになっているとも言われております。

さらに、年明け以降も新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大に直面し、世界的な資源高や円安で、ガソリンや食料品などの値上がりが相次いでおります。消費が再び落ち込み、さらに回復が遅れる可能性があり、市民生活への影響が懸念されているところであります。

うきは市としましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内経済の活性化を目指して各種施策を講じてまいりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 施政方針の説明が終わりました。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今年も早いもので2か月が経過をいたしました。まだまだ寒い日が続いておりますが、少しずつ気温も上昇し、寒さも和らいできているように感じている今日この頃であります。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、現在、福岡県を含む31都道府県について、3月6日までまん延防止等重点措置を実施しているところであります。福岡県におきましては、感染状況や病床使用率が改善傾向にあることなどから、まん延防止等重点措置の適用について、3月6日の期限で解除するよう、昨日、政府に要請し、本日、政府においても解除が決定されると聞いております。

我が国におきましては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年3月1日時点で507万8,456人が感染し、2万3,908人の方がお亡くなりになられております。福岡県では、感染者23万5,685人、死亡者947人となっております。うきは市におきましては、令和3年9月27日以降、3か月半近く新たな感染者は発生しておりませんでした。令和4年1月12日に新たな感染者が確認された後、急速に感染者が増加をしております。1週間当たりおおむね100人程度の新規感染者が確認される状況が続いており、3月1日時点で784人の感染者が確認されております。

ワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を開始いたしまして、3月1日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が78.03%、2回目接種率が77.43%となっております。また、3回目接種となる追加接種につきまして、医療従事者等への個別接種を令和3年12月から開始し、令和4年2月より2回目からの接種間隔が6か月経過をした方への集団接種についても開始をしたところでございます。3月1日時点の3回目接種率は、65歳以上の方で48.29%、うきは市民全体では22.95%となっており、順次接種時期となるタイミングの方に対し、接種券の送付を行っているところであります。今後もし引き続き、市民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、我が国の経済に関してであります。先ほど施政方針で述べましたように、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。2月15日に発表された令和3年10月期から12月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比1.3%増、年率に換算すると5.4%増となり、2四半期ぶりのプラス成長となっております。新型コロナウイルスの感染拡大が一旦落ち着き、

個人消費や設備投資などが持ち直したこと等が影響したと見られております。しかしながら、御承知のとおり、年明け以降は国内で変異株——オミクロン株の感染が拡大しており、各地に適用されたまん延防止等重点措置の影響による消費の冷え込みが懸念されており、令和4年1月期から3月期は景気が急減速することが心配されております。

このような経済情勢の中、現在、国会では、令和4年度予算案などの審議が行われております。令和4年度予算政府案におきましては、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図る予算が計上されております。感染拡大を防止するため、医療提供体制の確保やワクチン接種体制の整備費用に加え、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備えた費用が措置をされております。また、地域社会のデジタル化の推進や公共施設の脱炭素化取組等の推進に係る費用等、地域課題解決のための予算計上がされております。

うきは市では、厳しい財政状況の中ではありますが、国や県の施策動向を注視しつつ、新しい生活様式を踏まえたまちづくり、SDGsと脱炭素化へ持続可能な地域づくり、若年層の人口減少対策などの重点課題について取組を強化させていく所存であります。施策の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら施策を進めてまいり所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件10件、予算案件11件、人事案件1件、その他の案件4件の計26件と、報告案件1件となっております。

まず、報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をした交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定による報告をするものでございます。

議案第1号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症関連の支援として、子育て世帯への臨時特別給付、追加給付金に係る補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるとでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億4,025万7,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金2億6,406万5,000円の増額補正と、基金繰入金4,100万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では児童福祉費2億2,267万円、予備費39万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第2号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

同じく新型コロナウイルス感染症関連の支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,797万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億822万8,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金3億6,797万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では社会福祉費3億6,797万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第3号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,217万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億40万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税2億2,035万9,000円、県補助金6,233万4,000円、寄附金3,750万円の増額補正と、負担金1,197万2,000円、国庫補助金1,211万2,000円、基金繰入金1億499万4,000円、市債9,993万5,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1億8,678万7,000円、農林水産業費では農業費4,861万円の増額補正と、民生費では社会福祉費3,902万9,000円、児童福祉費1,587万6,000円、衛生費では保健衛生費1,340万7,000円、土木費では住宅費1,795万9,000円、教育費では教育総務費2,288万円、諸支出金では特別会計繰出金1,702万円の減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,170万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税4,427万4,000円の増額補正と、県補助金3,603万円、他会計繰入金1,080万4,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、予備費1,545万3,000円の増額補正と、総務費では総務管理費583万6,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費400万円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,049万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,897万2,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料1,428万2,000円、他会計繰入金621万6,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金1,893万円、予備費156万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第6号は、令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）についてであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる額を計上するものでございます。

議案第7号は、令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入の額から1億2,800万円を減額し14億2,623万5,000円とし、収益的支出の額から1,200万円を減額し13億4,218万4,000円とするものでございます。

並びに資本的収入の額に1億2,800万円を追加し2億9,567万4,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益1億2,800万円の減額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業外費用1,200万円の減額補正を計上いたしております。

資本的収入は、他会計出資金1億3,000万円の増額補正と、補助金等200万円の減額補正を計上いたしております。

議案第8号は、令和4年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比0.4%減の158億1,070万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税11億728万円、固定資産税13億9,897万2,000円、軽自動車税1億2,754万1,000円、市たばこ税1億9,711万4,000円、地方揮発油譲与税3,600万円、自動車重量譲与税1億円、森林環境譲与税2,724万6,000円、法人事業税交付金2,035万1,000円、地方消費税交付金5億3,300万円、環境性能割交付金4,375万6,000円、地方特例交付金2,049万5,000円、地方交付税48億1,600万円、分担金1,078万3,000円、負担金1億1,591万2,000円、使用料1億173万6,000円、手数料4,473万6,000円、国庫負担金17億2,899万9,000円、国庫補助金7億6,011万5,000円、国庫委託金1,201万円、県負担金6億4,872万5,000円、県補助金5億6,726万円、県委託金6,337万3,000円、

財産運用収入1億1,572万3,000円、財産売払収入1,417万1,000円、寄附金4億3,801万円、基金繰入金16億6,984万1,000円、繰越金1億5,000万円、雑入3億800万3,000円、市債6億530万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,145万円、総務費では総務管理費23億2,760万1,000円、徴税費1億8,391万8,000円、戸籍住民基本台帳費1億1,123万2,000円、選挙費5,753万1,000円、監査委員費1,410万3,000円、民生費では社会福祉費32億687万7,000円、児童福祉費18億2,770万1,000円、生活保護等対策費8億474万9,000円、衛生費では保健衛生費5億664万4,000円、清掃費6億357万7,000円、農林水産業費では農業費6億425万7,000円、林業費3億1,044万5,000円、商工費では商工費3億1,635万8,000円、土木費では土木管理費1億7,063万3,000円、道路橋りょう費1億7,796万4,000円、河川費2,835万9,000円、住宅費8,664万7,000円、下水道事業費7億9,669万円、消防費では消防費5億5,662万3,000円、教育費では教育総務費1億4,151万1,000円、小学校費3億9,970万5,000円、中学校費2億1,172万円、社会教育費4億2,623万1,000円、保健体育費1億852万7,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1,751万円、公共土木施設災害復旧費1億3,052万9,000円、公債費では公債費14億9,777万6,000円、予備費としては4,030万円を計上いたしております。

議案第9号は、令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比0.1%増の37億8,646万1,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億915万円、県補助金27億5,850万1,000円、他会計繰入金3億1,368万5,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4,587万8,000円、保険給付費では療養諸費23億5,386万9,000円、高額療養費3億5,151万2,000円、出産育児諸費1,260万7,000円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分6億8,412万4,000円、後期高齢者支援金等分2億8万8,000円、介護納付金分7,861万7,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費2,773万5,000円、予備費としては1,686万5,000円を計上いたしております。

議案第10号は、令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比0.1%増の5億710万3,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億4,094万6,000円、他会計繰入金1億6,514万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,567万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億8,256万7,000円を計上いたしております。

議案第11号は、令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比15.7%増の1億5,333万9,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億956万3,000円、基金繰入金1,634万3,000円、受託事業収入1,682万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費1億1,334万9,000円、事業費3,574万4,000円を計上いたしております。

議案第12号は、令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきまして、収入7,083万1,000円、支出6,827万2,000円で、収支差引き255万9,000円となっております。

収入につきましては、水道事業収益では営業収益967万4,000円、営業外収益6,115万7,000円を計上いたしております。

支出につきましては、水道事業費用では営業費用5,719万7,000円、営業外費用1,002万5,000円、特別損失5万円、予備費100万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入はゼロ円、支出が699万6,000円で、収支差引き699万6,000円の不足が生じておりますが、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額699万6,000円で補填することとしております。

支出につきましては、企業債償還金599万6,000円、予備費100万円を計上いたしております。

議案第13号は、令和4年度うきは市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきまして、収入14億218万3,000円、支出12億9,856万5,000円で、収支差引き1億361万8,000円となっております。

収入につきましては、下水道事業収益では営業収益4億8,401万7,000円、営業外収益9億1,816万6,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業費用では営業費用11億3,021万1,000円、営業外費用1億5,572万4,000円、特別損失63万円、予備費1,200万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入7億1,488万2,000円、支出10億6,946万

2,000円で、差引き3億5,458万円の不足が生じておりますが、当年度分損益勘定留保資金3億5,458万円で補填することとしております。

収入につきましては、下水道事業資本的収入では企業債2億5,720万円、他会計出資金2億1,000万円、補助金等2億3,872万9,000円、負担金等895万3,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業資本的支出では建設改良費4億6,427万1,000円、企業債償還金5億9,409万1,000円、予備費1,110万円を計上いたしております。

議案第14号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会の委員のうち1名が令和4年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第15号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、うきは市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

犯罪被害者等基本法及び福岡県犯罪被害者等支援条例、さらには新たな福岡県警察被害者支援基本計画の理念に基づきまして、うきは市犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

議案第18号は、うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

組織機構改革に伴い、うきは市行政組織の条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号は、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

「国家公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、人事院規則の一部が改正され施行されることから、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の規定に基づいたものに改めるため、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号は、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の規定に基づいたものに改め、また、日額、時間額の会計年度任用職員の報酬額の計算方式の見直しを行うため、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号は、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子ども医療費の一部、3歳以上就学前の通院を無料化するため、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号は、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号は、うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

会計事務及び決算の処理について、下水道事業の実態に即した内容とし、並びに用語の整理を行うため、うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号は、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

会計事務及び決算の処理について、簡易水道事業の実態に即した内容とするため、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号は、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防庁から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことを受け、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

日程第7. 報告第1号

○議長（中野 義信君） 本日は議案数が多いわけですから、若干長くなりましたけれども、引き続き、次の日程第7、報告第1号専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額

の決定について)を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長(高木 慎君) 自動車学校の高木でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページ目をお願いいたします。報告第1号専決処分の報告についてでございます。

報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和3年12月20日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、2ページ目をお願いいたします。

専決第7号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和3年12月20日。うきは市長高木典雄。

それでは、3ページ目をお願いいたします。交通事故による和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

まず1番、事故発生日時、2番、事故発生場所、3番、事故の概要については、本事故は令和3年11月10日水曜日の13時30分頃、福岡県朝倉市小田にあります小田信号交差点で発生をいたしました。事故の概要は、自動車学校職員が生徒を送迎するため、福岡県道33号線を田主丸方面から甘木方面に向かってスクールバスを運行していたところ、小田信号交差点を通過する際に、前方の信号機が赤に変わったのを見逃して交差点に進入したため、信号機が青に変わって左側から発進してきた相手方車両の右前方バンパー部に接触し、スクールバスとともに相手方車両も損傷した事故でございます。

4番の相手方は、記載のとおりでございます。

5番の和解の内容及び損害賠償額につきましては、自動車学校側が車両左側面中央部破損で、損害額が36万6,000円、相手方は車両右前方バンパー破損で、損害額が46万5,201円でございます。責任の割合につきましては、自動車学校側が100、相手側がゼロ%でございます。決済方法は、自動車学校が相手側に46万5,201円を支払うこととなっております。

示談の成立が令和3年12月20日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。今後は、より一層職員の事故防止に取り組んで、こういったことにならないように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） この損害賠償保険の支払いについて、前にも確認をしたと思うんですけど、いわゆる自治法の第210条で予算、保険にかたっとしても総計予算主義で全て予算を通してでないと言えないということは、ここで確認をしたと思います。それで現計予算書を見ても、自動車学校の特別会計、災害保障、一般会計のほうでは総務管理費の中で21節に自動車等の損害賠償費というのが10万円計上されております。これは自動車学校の事案ですから、自動車学校の会計から支払われるものだというふうに思っております。

お尋ねしたいのは、専決処分が済んでおりますので、支払いが終わっているだろうと思うんですが、これが予算に全く姿が見えませんが説明もありません、支払いについてですね。保険が、こっちは過失が100%ですから、保険金が本来ならば市に入って、市の会計から支払うというのが本来の姿ですけども、そういう説明も記載もありませんから、多分流用するなりしてお支払いしたのかどうか、その辺を確認させてください。

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員の御質問であります損害賠償保険金の支払いの方法なんですけれども、うきは市、今回の事故に関して、この損害賠償保険につきましては、保険会社のほうから直接相手方のほうに支払いをしておりますので、市の予算というのは全く計上をいたしておりません。そういった方法で支払いをすることは可能であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 冒頭に申し上げたとおり、前も確認してちょっと定かではありませんでしたが、確認の意味でやっております。

過去の記憶によると、ここには出てこないけども、決算では出ますという回答をいただいたような気がするんですが、今の市長公室長の答弁からすると、もう保険で直接支払われるということによってやられるということの確認でございましたが、果たして本来これでよろしいんですかね。一旦市の収入に上げて、そして係る歳出費目から出すというのが本来の総計予算主義の姿だと思うんですが、いま一度確認をして、今後もこれで問題ないということであれば、もうそれで結構です。

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 予算に関しては、問題ないというふうに認識をしております。ただ、こういった事故に関する和解であるとか、損害賠償の額を確定することについては、議会の議決が必要でありまして、今回はその金額が100万円以下であることから、既に議会のほうから議決により指定をされた専決処分をさせていただいたということで、報告をさせていただくというようなことで、こういった場面できちんと説明をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 分かりました。もう、そういうことでありますならば、この全協でも報告の中で、きちんとこうやって保険会社から支払われましたということを添えていただければ、また同じような質問をする必要がありませんので、以上で終わります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 3ページですね。事故の概要を見せていただきましたけれども、自動車学校職員が生徒の送迎中ということでございます。だから、自動車学校の職員となると、やっぱり交通ルールを教えるところなんです、きちんと。だから、そのルールを遵守しなさいと教えている方が、前方の信号機が赤に変わったのを見逃した、こういう、これは信号無視じゃないですか。もう、言語道断ですよ。自分たちも運転してますけど、やっぱり信号のある交差点はよっぽど注意をして、信号機、黄色で止まるようにしておりますので、ちょっとどう考えても、これはあり得ないということで、もう処分の対象じゃないかなという感じがしますが、運転手に対してどういう指導をされたのか。

それと、これは車両修繕料だけでございますので、人身事故扱いにはなっていないと、物損事故で終わったということによろしいか。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

まず、職員の処分につきましては、議員おっしゃいますとおりに、本来、交通のルールを教える立場の人間として、非常に重大な事故になっていると認識はございます。ただ、人事面での、例えば今回の交通法規の関係で考えますと、ちょうど警察などの立会いの下で検証は行われておりますが、信号のちょうど変わり目であったということで、交通法規上の違反は特になくということに処理されております。また、先ほどのお話の中では、人身ではなく、おっしゃるとおり物損事故でありますので、そういった面でも訓告とか矯正措置、そういったものについてはなじまないものと思っておりますが、別途、自動車学校の中では、個別の指導があつているものと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） もう一点、指導のほうについての御質問がありましたので、そちらのほうの回答をさせていただきます。

本人に対しましては、11月10日に発生しておりますので、11月23日までは教養のほうを行っております。その後、教習指導員のほうが運転するバスと一緒に同乗して、約11回ほど

見学した後に、本人が運転する車に今度は教習指導員のほうが一緒に乗車して、本人の運転を確認しながら22回の教養を行っております。大分運転も慣れてきたというところで、12月19日付でバスの運転を再開したというところで教養を行ったところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今、総務課長のほうから話があったとおりでございます。そうになると、大概、交差点での交通事故というたら、相手方も9・1とか8・2とか、必ず相手も、全然悪くないのに負担せないかんということが結構多いんですね。これは10対ゼロですよ。その何ですか、ルール上、何の問題もなかったということであれば、じゃあ、相手にも少しミスがあったんじゃないかという気がしてなりません。となれば8対2とか9対1とか、そういう交渉はできなかったのか。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） この件につきまして、実際、私ども当人同士が交渉したわけではございませんで、専門家である、いわゆる損害賠償、損害保険会社の関係者同士で交渉を行っております。ほかの通例等に照らし合わせまして、こういった処理が適切ではないかということで合意した結果でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私のほうからは、この事故に対しての職員への危機管理体制——以前もお話ししたと思いますけれど、どういった対応をされたのか、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 職員全体に対しましては、特に直接どうこうということはしておりませんが、管理職会議を通しまして、こういった事故の発生と、それから注意するよというこの話をしております。

それから、御存じのところもあるかと思いますが、毎年、自動車学校のほうに私ども職員から交代で交通ルールの講習に伺うというような形で、自動車学校におきまして、私ども職員も研修を受けているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 以前も申したと思うんですが、こういった事故があったときは、直ちに事故概要を職員全てが共有して、本人を責めるじゃなくて、なぜ事故が起こったのかというのを自分ごとでみんなが考えていかんと、この事故というのは、なかなか減らんとやなかりう

かと。管理職会議で、そして、管理職会議の結果を職員に周知するだけではないかとやなかろうかと私は思いますけど、こういったのを図面あるいは事故概要を各課に共有して、なら自分が運転手やったら、この事故概要って何が原因だったのかというのをみんなが自分ごととして捉えてから、なら、こういったことに注意しようやというのを植え付けなければ、なかなか——ほとんどの方が公用車を運転しますから、報告だけじゃいかんとやなかろうかと、こういった事故はですね。そういったことをぜひ今後取り入れて、事故防止に努めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員おっしゃいますとおり、私ども職員全体として私ごとと思って、そういったものに対する認識を深めていくということは確かにおっしゃるとおり必要だと思います。今後、万一こういった事故等が発生しましたときには、情報を共有して、私どもで対策等も含めたところで情報共有していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤善康議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 組坂議員と少し関連がありますが、事故後の対応ですね。全職員にいろいろ話をしています。今後の対策とか、そういうとは行ったのか。自動車学校に限らずですよ。

それと、先ほどの説明では、赤信号を見落とししたと。何をしようか。それを1つ教えていただきたいと思います。それと、何ですか、信号の変わり目でスピードが出とらんかったけんで、たまさか人身事故につながらなかったと思います。それで、とにかく何で見落とししたか、その辺りをお願いします。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 事故後の対応につきましては、先ほどもお話ししましたとおり、全職員と情報共有というところを目指したわけでございますけれども、私ごととして全職員が受け止めたかどうかというのは、私どもとしても情報提供の不足のところがあったかもしれません。そういったところにつきましては、今後改めてまいりたいと思いますし、私ども市として自動車学校を持っている立場でございますので、全職員をそういった自動車学校での講習などに積極的に参加させて、認識を新たにさせるということは考えたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 赤信号の見落としにつきまして、本人のほうに調査はいたしました。まず、青信号である認識で交差点に近づいて、赤信号を見落とししたというところでしたけ

ど、赤信号の前にももちろん黄色信号ありますので、これは漫然運転以外何物でもないというところで、本人のほうには注意を促しました。体調のほうはどうだったのかというところで、あとは脇見とか、そういったところはしてないかというので確認はいたしましたけども、そういったのはなかったという報告でありましたので、これはもう、漫然運転である、本人の過失であるというところで、今後、注意するよというところで、そういった——今回なかったですけども、体調面の報告とか、そういうのは必ず行うよという指導で行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤善康議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 今後、こういった事故が起こらないようにしっかりと気を引き締めて、全職員——自動車学校に限らずですよ、いろいろ指導していくような体制をつくっていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鍵水英一議員。

○議員（6番 鍵水 英一君） ちょっと1点お聞きしますがね、高木校長かな、安全運転管理者がおらっしゃるでしょう。そちらのほうの、例えば警察署からの処分とか委員会からの処分、例えば報告とか、多分、提出せないかんと思うけど、その点はどんなふうになってますかね。うきは市自体には今、3名か4名おられると思いますがね、自動車学校はまた別におられると思います。その点をちょっと、どんなふうな処置がされたのか、お聞きします。

○議長（中野 義信君） 高木自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 安全運転管理者に対する御質問でございます。

今、自動車学校、安全運転管理者と安全運転副管理者の2名を設置して業務に当たっております。今回の物損事故については、こちらのほうの安全運転管理者のほうで報告というのは、特段してないというところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 1つです。物損事故だけで人的なものなかったから、不幸中の幸いだったかなと思っておりますが、相手方の方は健診は受けていただいていると思いますけど、運転していた運転士さんですね、自分がミスで事故に遭ったということで、自分のことは健康上しておいたのではなかろうかとちょっとと思いますが、その方も病院等で健診は受けられて、何かあれば治療しないといけませんので、そのことはちょっと心配しております。そのことはいかがか、配慮していただいたかどうか。

○議長（中野 義信君） 高木自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 運転していた本人についてでございますけれども、当初かなり責任を感じておりました。今、興奮状態であるので、何かあるといけないので、病院のほうに行

ったほうがいいんじゃないかというところで本人に言いましたけども、いや、そんな強い衝撃じゃなかったの、本人のほうから病院のほうはいいですというところで、勧めたんですけども、ありました。ただ、精神的な面でかなり落ち込んでおりましたので、そちらのほうをケアするために本人とちょっと話して、落ち着かせたというところがございます。病院のほうには、本人は行ってないというところがございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 何かあれば大変なので、学校のほうで、そこら辺はまた検討してください。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。10時50分より再開します。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開をさせていただきます。

議案に入ります前に、鑑水議員から身内の不幸ということで途中退席の届けがっておりますので、御報告をいたします。これは規定がありますので、それに従いましてということでございます。

日程第8. 議案第1号

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課、山崎でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。お手元の議案書4ページをお願いいたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

令和3年度うきは市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

次の5ページをお開きください。

専決第1号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。
令和3年度うきは市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定めること。令和4年1月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、専決第1号と書かれました補正予算書、一般会計補正（第8号）の1ページをお開きください。

専決第1号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億4,025万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年1月4日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算は、1月4日の全員協議会で御説明申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子供たちを力強く支援し、その未来を切り開く観点から、子育て世帯へ臨時特別給付金が支給されるものでございます。昨年12月に先行給付した対象者に追加で5万円の給付を行うもので、早急に支給する必要があることから、地方自治法第179条の規定により、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。11ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費2億2,267万円の増額補正です。主なものとしましては、12節のシステム改修委託料61万6,000円、18節子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）、これが児童1人当たり一律5万円分として2億2,165万円を計上しております。

続いて、12ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費39万5,000円の増額補正。補正の調整によるものでございます。

続きまして歳入、9ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金2億6,406万5,000円で、全額国庫補助金となります。

続きまして、10ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金4,100万円の減額補正です。このことによりまして、補正後の財政調整基金からの繰入れは9,560万円となります。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

これは、12月議会にかけられた分の後段とは思いますが、私たちというか、私自身の反省として、国の流れを考えておけば、この追加予算を一括支給できたのではないかなと思っております。それができなかった結果として、11ページにありますように通信費が35万円、それからシステム改修委託料が61万6,000円、合計96万6,000円等の、ある意味では無駄な支出ではなかったかなと思いますが、近隣市町村で、このように2回に分けて支出したというのは、うきは市だけでしょうか。ほかの市町村は、国が大体10万円に足並みがそろおうということで、支出の日を遅らせるなり、前もって10万円一括、5万円プラス5万円でしたというような話も聞いておりますが、その辺の状況はいかにつかんであったのか。また、今後の反省点にはなるのじゃないかなと思いますが、その点はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 私のほうから、最初のほうに言われましたシステム改修等の部分でございます。こちらの部分は、最初、先行給付があって、その後、追加給付になっているので、これについてはどうしても改修が必要になってくる経費と考えております。その他の部分は、福祉事務所長のほうにお願いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所長、浦でございます。

近隣の市町村の動向ということでございます。久留米広域圏管内の市町村を確認しましたところ、すみません、確認したところは久留米市、小郡市、朝倉市、筑前町、大刀洗町等を確認しましたところ、10万円一括で支払いがされているということでございます。2回に分けて支給したところは、今、調べたところでは、近隣では、うきは市だけでございました。

これにつきましては、システム改修ですとか、先行給付金の支払い日をほかの市町村より早めに設定しておりましたことから、準備が間に合わないというところで、分けて給付をさせていただくようにしたところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 12月議会では、そういうほぼ国が10万円ということが確定しそだったので、1つ私、議員の反省としては、議会をもう少し延期すれば、一括でできたのではないかなという反省を私はしています。しかし、そのときに通信運搬費等については同じ、例えばシールならシールを2枚用意しとけば、そんなに要らないんじゃないかなということをお尋ねした経過があったというふうに思っております。

したがいまして、システム改修費を2回に分ければ2回、多分、先ほど出ました久留米、小郡、朝倉、筑前、大刀洗町は1回でなされたんじゃないかなと思っています。受け取る側からすれば、12月いっぱいを受け取るのと、1月明けて、仮の話10日、あるいは1か月後の1月20日と

いうことであつたとしても、そういう目当てがはっきりしとけば、それはそれで安心されたのではないかなというふうに思っていますが、私自身は、先ほど言いました議会の延会等をしなければいけなかったという反省をしているわけですが、市としては、どのような総括をなされているのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私のほうからお答えさせていただきます。

詳しい資料がないので、正確なお答えができないんですけども、先行する5万円の給付については12月の補正予算、追加で上げさせていただきました。そこまでの国の考え方が、また変わったりも変更になってきたりもしましたし、追加で補正を上げようとした準備の期間と、たしか議会の閉会の日程の関係で、どうしてもやっぱり1回に変更するということが非常に困難であつたというふうに記憶をしておるところでございます。ただ、やはりほかの自治体のほうが1回で支給ができたというところは、今後、私たちも反省をしながら、市民の皆様にとっては、やはり1回の給付で受けられたほうが、より好ましかつたということは間違いありませんので、その辺りは十分に反省をしながら、今後に生かしていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほど言いましたように、私、議員としても延会の手続をすればよかつたなという反省はしております。したがいまして、この国からの予算とはいえ、これはいつかは誰かが払わなければならないものですから、子や孫へそういう負担がかからないように、今後、お互いに取り組んでいきたいと思っておりますし、質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2点ほどお尋ねいたします。

今、竹永議員から御指摘あつたところも含めてですけれども、ちょっと確認したいのは、システム改修料が前回よりは額は減ってますけれど、61万6,000円というふうなことでかかっているわけですが、これはやっぱり2回やらなきゃいけない、同じ対象者に対してしなきゃいけないということだつたと思うんですけど、そもそもが1回だと、どのくらいのコストだつたのかということも含めて検証しないといけないなというふうに思うんです。そういう意味では、1回目が88万円、2回目が61万6,000円ということの経過、中身、システムをどういうふうに変えたのかということもちょっと確認したいと思いますので、説明いただきたいと思ひます。

それからもう一つは、全員協議会でも話が出ていたと思ひますけど、基準日以降、離婚、DV被害等があつたところについての保護者への対応の状況について、再度確認したいと思ひますので、御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） どのような改修を行ったかというところでございますが、まず、対象者を抽出する部分は同じ条件で抽出をしておりますが、差し出す文書の内容が違います。その部分の改修と、支払い日をそれぞれに設定していく部分の改修を行っているところでございます。対象者を申請、出生時についてもそのような対応を行ってまいりますので、それぞれに支出をした記録を残していくような改修も行っております。

それから、離婚家庭の分につきましては、先日、全員協議会で御報告をしたところでございます。この分の先行給付金、追加給付金の予算の中から支払うようにという国の通知があつているところでございます。対象者につきましては、該当する、離婚をされた者で児童手当の受給者になった者という対象の児童が10名程度、現在の時点で確認できておりますので、その方々につきまして通知を出しまして、申請をしていただくような形を予定しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 1月4日の全員協議会のときに資料を頂きました。その中で（1）の支給対象者の②ですね。令和3年9月時点で高校生、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方は申請が必要だと。大体見込み数が799名ということでございました。このうち申請された方は、どのくらいおられるのか。そして、その方にはもう支給したのかどうか、お願いします。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 3月1日までに支払い準備ができたものの数でございますが、高校生につきましては724名、中学生以下が3,577名の合計4,281名について、支払いを行った、または支払いの準備をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第9 議案第2号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

説明を求めます。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書6ページをお願いします。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

令和3年度うきは市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

7ページをお願いします。

専決第2号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和3年度うきは市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり定めること。令和4年2月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、補正予算書、補正（第9号）の1ページをお開きください。

専決第2号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,797万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億822万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和4年2月4日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算は、2月4日の全員協議会で御説明しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしを支援するもので、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給するものです。先ほど同様、早急に支給する必要があることから、地方自治法第179条の規定によ

り、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

次に、5ページのほうをお願いいたします。「第2表 繰越明許費補正」でございます。

3款1項住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業3億6,797万1,000円。申請受付を9月末まで行う必要があることから、全額繰越しをして実施をするものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

3款1項10目臨時給付金事業費3億6,797万1,000円の増額補正となっております。主なものといたしましては、1節の報酬など、会計年度任用職員1名分に係る経費が143万1,000円、3節、職員の時間外勤務手当が83万2,000円、12節のシステム改修委託料は107万8,000円、18節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が1世帯当たり一律10万円分として3億6,300万円を計上させていただいております。

次に、給与費明細書でございます。こちらは13ページをお願いいたします。

一般職員の分として職員手当、時間外勤務手当を83万2,000円増額するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

会計年度任用職員1名増、報酬112万9,000円、職員手当、期末手当の分10万3,000円、共済費19万9,000円、合計143万1,000円増額補正を行うものです。

続きまして、11ページの歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金3億6,797万1,000円で、全額国庫補助金です。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねいたします。

1つは、これについての市民への案内についてであります。既にホームページには載っていますが、特に住民税非課税世帯については確認されている部分と、見込みで出されている部分というふうになっているというふうに説明が以前ありました。特に家計急変世帯についてですけれども、家計急変を称する案内もホームページには載っているんですけど、広報には一切載っていないですね。実は、ほかのところを見ると、添付されているファイルの表の中に一応相当額という案内がありました。ただ、QアンドAという方法もあるだろうと思うんですね。そういうのが国のほうのホームページにはそういうふうに乗っているし、近隣の自治体でも、そういうふうに掲載されているところがあって、お互いに相当額というか、見込み額みたいところは載せているというふうになっています。

そういう意味では、家計急変世帯、これは9月30日までの期限ということもありますので、

それぞれの所得によって、基準日が12月10日だったというふうに思いますので、それまでの状況について、今節、相談事もあるからと思うんですね。そういう意味では、きちんと市民に対しての周知をお願いしたいというふうに思います。そういった案内を広報なり、具体的な方法について確認をさせていただきたいというのが1点目です。

2点目は、先ほども言いましたけども、DV被害等の関係もあるというふうに思っていますので、その辺のところは実はホームページにも何も載ってない、案内されていないんですね。そういう意味でも、家計急変世帯というふうに言うのかどうかも含めてですけど、表現の仕方はいろいろあると思いますけども、広く救済していくということが大事だろうと思います。多分この住民税非課税世帯というのは、高齢者が比較的多いこともあるというふうには思いますけれど、若い方でも苦しんでいる方はいっぱいいると思いますので、ぜひそこに配慮した丁寧な案内をしていただきたいというふうに思っています。

3点目は、これは急に変わる話じゃないんですけど、非課税額のうきは市の設定額と、近隣の自治体によって設定額は当然違ってきます。うきは市は3級地ということでされているということもありますので、近隣の所得水準とうきは市で住んでいる方の所得水準によって、支給される、されないという差は実を言うと出てきているわけですね。

そういう意味で、実は人口減少等の関係も含めてあると思いますけれど、条件的には非常に不利な今、非課税世帯の所得額相当額になっているというふうに私自身は思っております。そういう意味では、そもそもの非課税額の基準額相当額を、例えば、近隣の2級に引き上げるとかということは各自治体の判断でできるのではないかというふうに思うんですけども、その辺の考え方について、今現状どう考えているか、現状は今の基準でしているわけだから改めないということだろうと思いますけど、そういった課題はないのかどうかということをちょっと確認したいと思います。

以上、3点です。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） まず、非課税世帯への案内につきましてですが、2月28日に非課税世帯で対象になると考えられる方には通知を差し上げております。件数としましては、2,854件でございます。もう既に、徐々に窓口のほうにおいでになられて、手続をされてある方が昨日時点で70件ほどあります。

家計急変者への案内につきましてですが、ホームページには既に載せておりますが、広報につきましては、たしか次の広報で周知をするように記事を上げているところがございます。この分につきましては、できるだけ多くの方の目に触れるように考えていきたいと思っております。QアンドA等を掲載することにつきましては、ちょっと中身をそちらのQアンドAのほうをよく見

て検討をさせていただきたいと思います。

DV世帯への対応について掲載されていないというところがございますが、その個別の状況によって対応が異なるものと思われますので、御相談の御案内ができるようにしたいと思います。

非課税相当額の基準を変えることはということでございました。この分につきましては、国庫補助で全額対象となる分については、非課税相当額というところがございます。この基準を変えるにつきましては、現在のところ、検討をしていないところがございます。状況を確認したいと考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） DV被害についてですけど、DV被害というか、離婚とかそういうことも含めてですけど、私どもで少しアンケートを作って市民に配布して、その回答の中で、やはり別居して数年たつけども、いろんな手当が回ってこないという事例の報告というか連絡が、実を言うとあるんですね。なかなかやっぱり相談窓口が十分じゃないというふうに私は改めて思っています。そういう意味でも、きちんと相談を受けるという体制を、行政側が窓口をきちんとこうしてますよと。近隣でもコールセンターという言い方をしていますけれど、そういったことが、必ずしも非課税ということだけじゃなくて、このコロナ禍で非常に苦しんでいる方がいらっしゃるといふことの実を改めて受けていただきたいというふうに強く思います。

それから、非課税の額についてですけど、今言ったような近隣の地域との非課税額の差というのについて認識していらっしゃるかどうかが。そこら辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 非課税の額につきましては、それぞれ住民税非課税ですので、住民税の課税の基準額が若干違うのではないかと考えておりますが、すみません、近隣の課税の状況については認識がないところがございます。申し訳ありません。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 非課税のところだけ、ちょっと確認だけしたいと思います。収入に対する所得控除の計算の方法が、そういう意味では違ってくるということだろうと思えますし、非課税の、それぞれ世帯によってそういう意味で所得控除をする中身が違ってくるので、そこは一旦置いて、例えば、非課税相当所得限度額ということで、うきは市が案内しているのは38万円というふうになっています。これが例えば福岡市だったら45万円、久留米市だったら41万5,000円というのが基準になっていることの実があるということです。

それは、先ほど言いましたように、国の方針は、非課税対象額は地方自治体によって違うということなんですね。その算定の額が全然違うということだろうと思えますので、それは大きな

金額になってくれば、扶養者が増えれば増えるほど、大きな金額になってくるというのは事実ですので、改めて今回を機に、今回、2,854件発送しているということでもありますけれども、多分3,000件ぐらいいを超える対象者が出てくるだろうと思いますけれど、その辺のところは今後、こういったコロナ禍の中の生活困窮に対応するというのであれば、その辺も含めて見直しの検討を改めてお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 近隣の状況を確認して、検討をさせていただきます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ、ちょっと私、この内容あまり詳しくありませんけど、非課税世帯が2,854というのは、これは多いのか少ないのかを、他市町村と比べてどうなのかというのを、どう捉えられているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） この2,854件につきまして、多いのかというところがございます。非課税の世帯の算出につきまして、この国のほうから計算式が出ております。非課税の世帯数が分からない場合には、国の基準として23.5%という割合を全世帯に掛けて出すよという通知が事前にございました。今回、この分計算をしましたところ、うきは市の場合、25.3%という数字になっているところがございます。若干多いというふうに認識しております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2月4日の全協の資料でから、見込み数ということで3,400、うきは市が1万1,000世帯ですかね。えらい異様に多いとショックを受けた数値を初めて資料としてもらったんですよ。実際には、2,854件が該当を今のところしているということ。これというのは、市の施策に反映する指標にもなろうと思うんですよね。ここがちょっと私も勉強不足でしたから、多いのか少ないのかという判断材料として今後、質問させていただきたいと思いますので、若干多いと、国の平均よりもと認識してよろしいか、再度質問させていただきます。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 議員の認識でいいと思います。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） これも2月4日の全員協議会の資料でございます。その中で、家計急変世帯ですね。見込み数が209世帯ということで、この人たちは申請書を提出というこ

とになります。となると、この見込み数で209世帯の方が、この臨時特別給付金に自分が該当するか該当しないかというのを、それを知るすべがないっちゃなかろうかと思うとですね。これをどういうふうに周知するのか。恐らく、ホームページには載ってますけど、こういう家計が急変に当たりますよというのをホームページには載ってますけれども、実際自分がこれに当たるかどうか、どういうふうなすべでそれを、もう勝手に自分がホームページ見らんき悪いったいということなのか。それとも、これが一番難しいっちゃろうと思うとですね、申請。現在、28日に非課税世帯には確認書を発送したと。しかし、家計急変世帯はじゃあ、どのくらい今、申請があっているのか。まあ、28日ですから、今日が4日ですから、四、五日だからまだ来てないのかなと思いますけれども、どういう、今後、ホームページだけで知らせていくのか、その辺を伺います。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 家計急変の方につきましての周知でございますが、ホームページ、それから広報でも出していきますが、そういった方々が利用しやすい生活福祉資金などの貸付けの相談に見えられるのではないかと考えております。社会福祉協議会のほうにも情報を提供して、相談、申請を促すように周知していきたいと考えております。

現時点での申請ですね、はい。現時点では、まだ申請は出されておられません。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今、組坂議員の関連でございますけれども、市長にお尋ねですけど、やっぱりこの非課税世帯が約3割ですね。これは公室長も全員協議会では私も多過ぎると思いますという発言ではございましたけれども、やっぱり実際、多過ぎると思います。その全国平均でも23%ということで、うちは25%、それ以上かと思えます。だから、この非課税世帯に特化した、何かそういう課税されるような、どうしても働けない人はおるでしょうけれども、何かそれに特化した政策というのを打ち出すべきじゃなかろうかと思えますが、市長、どういうふうに捉えてあるか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど福祉事務所長が答弁したように、全国平均と比較しますと高いと私自身も認識をしております。どうしても65歳以上の方、国民年金、基礎年金だけで生活されている方のウエイトが都市部と比較すると高いということに要因があるのではないかと、こう思っています。今後、我々は人生100年時代を見据えて、本当に意欲のある方についての就労の機会の提供とか、シルバー人材センターとも常にそういうことで協議もさせていただいているんですが、何かそういう形でうまく市民の皆さんの健康と、そして所得というんですか。そこらうまくかみ合った中で全体的に所得が向上できるような、そういう仕組みができないかというの

は常々考えているところであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 1つ確認させてください。この2月4日の資料を見てるんですけど、メモで外国人労働者を含むと明記しております。この今、通知をした2,854件の中で外国人の数を参考のために教えてください。

○議長（中野 義信君） 浦福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） すみません、外国人の数は数えておりません。若干いる、名簿は見たんですけれども、何人かいるなというところは見たんですけれども、数についてカウントはしておりません。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 後で教えてください。やっぱりこれは令和3年12月10日現在における住民基本台帳の記録ということですからですね。その中で非課税世帯の結果において、2月28日に2,854件を通知したということですね。当然、住基によって外国人であるのは明確に分かるはずですから、後で教えてください。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は承認することに決しました。

日程第10. 議案第4号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第4号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書の55ページを開きください。

議案第4号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,170万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。次に、61ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額4,427万4,000円の増額でございます。当初、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減収分を見込んでおりましたけれども、いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金、補正額181万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年比10分の3以上減少した場合の保険税減免額に対する10分の6の補助金でございます。残りの10分の4につきましては、特別交付金で交付される予定でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額3,603万円の減額でございます。普通交付金の641万円の減額につきましては、第三者行為求償による第三者納付金が増額になったことによる減額でございます。特別交付金2,962万円の減額につきましては、医療費が増加したことに伴いまして、精神病、結核病等、医療費の全体に占める割合が減少したこと、並びに医療費抑制評価等の見込みによるものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金1,080万4,000円の減額でございます。一般会計からの繰出金の減額によるものです。内訳といたしましては、保険基盤安定負担金や人件費、事務費及び財政安定化支援事業等の実績見込み、また新型コロナウイルス感染症による保険税減免額の10分の6が災害臨時特例補助金で措置されることになりましたので、減額するものでございま

す。

次に、65ページをお願いいたします。

8款3項1目一般被保険者第三者納付金641万円の増額でございます。実績見込みによります増額でございます。

続きまして、66ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費583万6,000円の減額でございます。11節役務費につきましては、第三者納付金の増額に伴いまして、第三者求償事務手数料を71万4,000円増額するものです。12節委託料につきましては、国保事務処理標準システム導入委託料の実績により655万円を減額するものです。

次に、67ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の財源の組替でございます。歳入で説明しましたとおり、その他の一般被保険者第三者納付金が増額になりましたので、国県支出金の普通交付金と財源を組み替えるものです。

次に、68ページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分の財源の組替でございます。歳入の特別調整交付金が減額になりましたので、一般財源と財源を組み替えるものです。

次に、69ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費400万円の減額でございます。住民健診によります集団検診と医療機関での個別健診の委託料でございます。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年並みの受診実績見込みにより減額するものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

8款1項3目国庫支出金等返還金4万3,000円の増額でございます。県の過年度分の特別調整交付金の返還通知に基づきます返還金でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費1,545万3,000円の増額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

64ページ、先ほど一般会計繰入金から1,080万4,000円の減額ということで、内容としては保険者負担金、人件費などと言われましたが、金額が1,000万円ということですので、

もう少し詳しい内容とその金額を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 減額の内訳でございますけれども、幾つか項目がございますが、保険の基盤安定のための負担金ということで392万円が増額ということ。それと、同じく基盤安定の支援分ということの項目になりますが、その部分が31万円減額された。それと、人件費等ということで、人件費と事務費ということで1,657万4,000円を減額しております。それと、財政安定化支援事業につきましては、この分が554万9,000円増額をされておまして、さらに新型コロナウイルスの影響での保険税減免に対する10分の6の分につきまして、一般会計のほうから支出を予定しておりましたけれども、災害臨時特例補助金のほうの交付が決まりましたので、その分から338万9,000円差し引きました結果でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほど1,600万円の人件費、事務費の減ということがありましたが、その原因と、これを減らしても影響はなかったという確認でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 大きくは国の標準システムのほうのシステムを改修した分が減額ということになりました分が、大きく割合的には占めております。あとは人件費につきましては、人事異動等の部分がございますので、その分の減額ということになってございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ここに第三者行為が上がってきております。なかなかあまりこれは上がることはないと思っておりますけど、しっかりチェックがされてるんだなと思って、今、感じたわけですが、この第三者行為の料金は何件分というか、金額的には何件って分からないと思いますけど、何件分として上がってきたのか、分かれば教えてください。分かればいいですけど。

○議長（中野 義信君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 件数的には9件でございます。特にその中で大きな金額が、900万円を超えるような金額がございましたので、今回、増額補正とさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2点ほどお尋ねします。

特定健診も昨年並みということをおっしゃってましたけども、改めて今現在で把握されてるんであれば、昨年の特定健診の——令和3年度ですかね、の受診率はどのくらいだったか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、コロナの収入減による減免申請の件数も、現状のところどのくらいあるのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 特定健診の実績でございますけれども、対象者につきましては、昨年度が、令和2年度が5,789人、令和3年度が5,623人ということで……。〔「ちょっと、もう一回」と呼ぶ者あり〕令和2年度の健診の対象者につきましては5,789人、今回、今年度、令和3年度が5,623人ということで166名減少しておるところでございます。そういう中で集団健診並びに個別健診、こちらのほうを合計しますと、令和2年度が1,951件、それと令和3年度、こちらが1,923件ということで、28件減少をしております。これの受診率ということにしますと、令和2年度が33.7%、令和3年度につきましては、対象者のほうが減少しておりますので34.2%ということで、受診率は上昇しておるところでございます。

それと、令和3年度の新型コロナウイルスの影響による減収の保険税減免額でございますけれども、現在のところ件数で22件、金額で301万9,200円。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しま

した。

日程第11. 議案第5号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第5号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書73ページをお開きください。

議案第5号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,049万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,897万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。次に、79ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額628万9,000円の減額でございます。内訳は、現年度特別徴収保険料でございます。当初、後期高齢者医療広域連合の資料によりまして計上しておりましたけれども、広域連合からの実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、2目普通徴収保険料、補正額799万3,000円の減額でございます。内訳は、現年度普通徴収保険料でございます。これにつきましても、広域連合からの実績見込みにより減額するものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金、補正予算621万6,000円の減額でございます。保険基盤安定分や事務費負担分などが減額になったことによるものでございます。

続きまして、81ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,893万円の減額でございます。これは、広域連合へ支払う納付金でございます。主な要因につきましては、保険料及び保険基盤安定分が減額になったことによるものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費156万8,000円の減額補正でございます。歳入歳出の財源調整によ

るものです。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

80ページの一般会計繰入金で保険基盤安定金並びに人件費、事務費と言われましたが、それから81ページのほうは後期高齢者の広域連合納付金で、保険料または保険基盤の減額と言われましたが、その項目と大まかな金額を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 一般会計繰入金の中の減額分でございますけれども、保険基盤安定繰入金につきましては464万8,000円でございます。人件費等につきましては156万8,000円、これ減額です。それぞれ減額するものでございます。

それと、同じく納付金のほうでございますが、保険料分の減額で1,428万2,000円、保険基盤安定分の減額で464万8,000円、先ほどの減額分と同額でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第6号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第6号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。高木自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。補正予算書の83ページをお願いします。

議案第6号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、85ページをお願いいたします。

「第1表 繰越明許費」、1款2項教習車等購入費の200万円でございます。令和3年度当初、高齢者講習用のオートマチックの軽自動車の購入を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で半導体が不足しているというところで、本年度中の購入が困難となったために、令和4年度への繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。1時20分より再開します。

午後0時05分休憩

午後1時20分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開します。

日程第13. 議案第7号

○議長（中野 義信君） 日程第13、議案第7号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしくお願いいたします。

まず説明に入ります前に、補正予算書のほうで一部誤字がございましたので、そちらのほうの御説明をいたします。別ペーパーで、下水道事業会計補正予算（第4号）の正誤表というものをお配りしております。そちらのほうに記載しておりますが、補正予算書の88ページ目になります。第3条の文中、3行目のほうに「当年度利益剰余金処分類」という形で記載がありますが、こちらが誤りでございまして、正しくは「処分額」という形になります。大変申し訳ありません。資料の修正のほうをお願いしたいと思います。

それでは、補正予算のほうの説明に入ります。補正予算書の87ページ目をお開きください。

議案第7号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）。

総則、第1条、令和3年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款下水道事業収益、補正予定額マイナス1億2,800万円、計14億2,623万5,000円。第2項営業外収益、補正予定額マイナス1億2,800万円、計9億5,025万8,000円。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額マイナス1,200万円、計13億4,218万4,000円。第2項営業外費用、補正予定額マイナス1,200万円、計2億291万6,000円。

88ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の補正、第3条、補正予算（第3号）第3条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額4億7,149万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額700万円、減債積立金6,740万5,000円、当該年度分損益勘定留保資

金3億8,804万6,000円、当年度利益剰余金処分額904万8,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第3款下水道事業資本的収入、補正予定額1億2,800万円、計2億9,567万4,000円。第2項、他会計出資金、補正予定額1億3,000万円、計1億3,000万円。第3項、補助金等、補正予定額マイナス200万円、計6,705万6,000円。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

89ページ目をお開きください。

令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出の収入の部、1款2項2目他会計補助金が1億2,800万円の減額です。2月24日の全員協議会でお話ししましたとおり、一般会計からの繰入金の一部を3条収益的収入に予算措置しておりましたが、消費税節税の観点から、4条資本的収入の出資金に繰入金の一部を充当することから減額するものです。

支出の部、2款2項2目消費税が1,200万円の減額です。一般会計からの繰入金の一部を出資金に繰入れすることで特定収入が減少し、消費税、支出の予定額が減額になるものです。

90ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部、3款2項1目他会計出資金が1億3,000万円の増額です。同様の理由で一般会計からの繰入金の一部を出資金に充当するものです。

3款3項3目他会計補助金が200万円の減額です。同じく一般会計からの繰入金の一部を出資金に充当するため、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

税法とかの問題だと思いますが、1点目は、今回この財源組替といいますか、で、消費税1,200万円を還付する形になっておりますが、これは消費税法あるいはいろんな税法上、法律上の問題はないのかというのが1点目です。

2点目は、もしそういう税法、法律上の問題がないとすれば、昨年度の分を遡って返納請求ができるのかどうか、お尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 1点目の法律的な問題がないのかというところでございますが、現在、公営企業会計につきましては、専門的な業者でございます諸井会計の支援のほうをい

ただいております。そちらのほうで、十分にほかの市町村の状況も熟知していらっしゃる諸井会計でございますので、そういったところも含めての確認を行いましての今回の措置ということでございますので、特に問題はないというところでございます。

それと、昨年度分を遡ってというところでございますが、実際、今年度9月の決算のほうまで終わっておりますので、そういった処理は厳しいかなというところで考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 諸井会計事務所のほうに確認したということですが、やっぱりこれは消費税であれば、国税ないし地方税になると思いますので、多分、県になるのかなと思いますが、その確認はできているのでしょうか。また、しなくてもよいという判断なんのでしょうか。そうであれば、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） すみません、繰り返しの回答になるかもしれませんが、諸井会計、ほかの自治体のほうも確認されて、今回、アドバイスをいただいたところで、出資金にすると、充てると消費税の節税につながるよというところでのアドバイスをいただいたところで、今回このような措置をさせていただいているところです。

県のほうへの確認とかというところにつきましては、現時点では行っておりませんが、ほかの自治体でも実際はやられているというところを確認しておりますので、そういったところで確認は十分取れているのではないかとこのところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は可決することに決しました。

日程第14、議案第14号

○議長（中野 義信君） 日程第14、議案第14号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議案第14号教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員のうち1名が、令和4年5月23日で任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

現在、山積する教育課題に適切に対処していくため、處愛美さんを引き続き任命することで提案をさせていただきたいと思っております。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

處さんについては、お手元に資料があるかと思いますが、平成26年より現在に至るまで、うきは市教育委員会の委員職にあり、教育委員会等においても適切な御意見をいただいております。また、獣医師として小学校での小動物の飼育を通して、命を大切にする心を育む教育を推進するなど、学校と深く関わりを持たれており、教育にも精通されている方です。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 何点かお尋ねいたします。

まず1点目は、私も教育委員会を傍聴しておりますので、定例教育委員会等への出席並びに教育総合会議、あるいは諸般の教育に関する行事への参加がなされているとは思いますが、出席の率というか、その辺はどうであるのか。

それから2点目は、今、市長が説明されてお手元の資料ということですが、資料がないので――なりませんが、教育委員会や総合教育会議などでの質疑あるいは提案などの実績があれば教えていただきたい。

3点目は、山積する教育の問題がありますので、處さん自身が今回2期目でしょうか、3期目、ちょっと分かりませんが、どのような抱負で4年間の教育委員を引き受けられる、あるいはやっというこことでの抱負なりが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 資料は行かれてるのではないかと思います、確認をお願いしたいと思います。

それから、教育委員会において竹永議員、毎回傍聴をされておりますので、私より竹永議員のほうが承知されてるのではないかと思うんですが、全会ほとんど出席をなさって、熱心にいろいろな提案をしていただいているところであります。

先ほど述べましたように、いろいろ今後うきは市を担う子供たちの教育、いろいろな問題が山積をしているわけでありまして。識見のある處さんの就任をお願いして、今まで同様、活発な御提言、御指摘等をいただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2番目の質問の最後に言ったんですが、御本人からのそういう決意というか抱負とかというのはないのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） もちろん、本日、議会に提案する上では、御本人の了解をいただいております。處さんからも、ぜひ引き続き、継続して教育行政に力を尽くしたいと、こういうふうにおっしゃっております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は同意することに決しました。

日程第15. 議案第18号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第18号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の16ページを御覧ください。

議案第18号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、17ページを御覧ください。

改正する条例の内容を記載しておりますが、第1条につきましては、課室の設置について。それから、第2条につきましては、事務分掌の内容についてを書いております。詳しくはお配りしております新旧対照表により、説明させていただきます。

うきは市行政組織条例新旧対照表でございます。

その1ページ目、第1条の表「税務課」を「税務課（徴収対策室）」へ改め、徴収対策室の項を削るものでございます。また、第1条の表「住環境建設課」の項を「建設課」へ改めております。また、第1条の表「水資源対策室」の項を「水環境課」へ改めております。

続きまして、第2条の事務分掌でございますが、新旧対照表の1ページから2ページにかけては、表「徴収対策室」にありました「（1）管理徴収に関すること。」を税務課（徴収対策室）に（3）として追加しております。

また、新旧対照表4ページでは、「住環境建設課」の「（5）上下水道に関すること。」、それから「（6）上下水道管理に関すること。」を水環境課の（1）、（2）として追加しております。水資源対策室の「（1）地下水の保全に関すること。」「（2）飲料水簡易給水施設に関すること。」、それから「（3）上下水道計画及び推進に関すること。」「（4）自然環境・地理的環境に関すること。」の全てを水環境課の（3）、（4）、（5）、（6）として追加しております。

最後に附則におきまして、本条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日と定めております。いま一度、課名と係名を整理して申し上げますと、住環境建設課の建設管理係、建築係、公共土木係が建設課になります。また、水資源対策室の水資源対策係と住環境建設課の上下水道管理係、上下水道工務係が水環境課となり、それぞれの業務を執り行います。また、徴収対策室が税務課と合流し、税務課（徴収対策室）となります。

本条例改正の基本的な考え方につきましては、2月24日全員協議会の折に説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 特に内容に異議はございません。この全協のときの資料で、今の建設課と水環境課、この事務分掌がこの枠では3つしか載ってなくて、これは省略しよったですかね、これは。資料もらったでしょう。誰やったかな。じゃあ、この資料と改正の内容が違うからということが1つですが、お聞きしたいのは単純です。税務課の関係と徴収対策室も現状と変わらないということで、それはいいと思います。あとその場所と、水環境課のほうに上下水道、そういう1つにまとまっていきますが、場所と人員をひとつ、予定されている人員を教えてください。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 申し訳ありません。ちょっと先日の全員協議会の際に差し上げた資料の中で、事務分掌について不足の部分があったということでございましたら申し訳ありませんが、今回の議案に提出させていただいたものが全部でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、一応ちょっと詳細については、今はまだ調整している部分もございますが、人員のことについてでございますね、調整している部分はございますが、大枠で申し上げますと、水資源対策室と住環境建設課を足した今の人員、令和3年度での今の人員の総枠から増減はございません。あと、ちょっと微調整がございますので、そこについては調整の結果次第ということになってまいると思います。

私どもで考えておりますのが、今ちょうど上下水道管理係と、それから上下水道工務係が一番2階の北側のラインの一番東側にございますが、その部分に少し枠を多めに設けて、水資源対策室の対策係をそこに持ってくると。合わせて水環境課という形にするということで考えております。

以上です。（発言する者あり）失礼しました。今、水資源対策室のおります場所につきましては、一応私どもの素案では、都市計画準備課をあちらに移動させようかということで考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 今、機構改革のお話があつておりますので、ちょっとこの用件とは少しずれると思いますが、浮羽市民課のほうで課長がいらっしゃらないことがちょっと気になっておりますが、そのことも考えていただけるように運んでいただいているかどうか。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 現状としましては、浮羽市民課の課長は総務課長が今、兼任をしている状況でございます。ただ、どうしても場所が離れております。浮羽市民課にとりましては、うきは市民センターという所長も本来兼ねるべきものでございますので、そういった部分については、目が届くような形で何か配置ができないかということで検討しているところでございます。以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ確認させていただきたいんですけど、今日、市長のほうに施政方針ということで、その中で脱炭素何たら宣言、1月に発信されていると思うんですけど、これって、この業務の中に入れなくていいんですかね。どこが担当しているのか。そういった宣言を打ち出して、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目標に取り組むという宣言までとって、業務の中のどこなのかというのが、明確に示したほうがいいと個人的には思うんですけど、どこの課が担当するのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） そちらにつきましては、係内の分掌の掌握につきまして若干の変更調整をする予定はございます。今現在、脱炭素関係の計画につきましては、市民生活課の生活環境係というところでやっておりますけれども、企画調整係との調整もございますけれども、そちらにつきまして、規則のほうで制定するようにしておりますので、そこについて、カーボンニュートラルも含めたところで、エネルギー対策、エネルギー政策全般につきましても、どういったところが所管するかは調整する予定にしております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は可決することに決しました。

日程第16．議案第19号

○議長（中野 義信君） 日程第16、議案第19号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 引き続きまして、議案書の18ページを御覧ください。

議案第19号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

続きまして、19ページを御覧ください。

今回の条例改正は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、人事院規則の一部が施行されますことから、条例の一部を改正するものでございます。なお、今回、基本的に国からの準則等に従いまして改正するものでございまして、まず概要の1点目は、現在、育児休業の取得要件のうち、非常勤職員につきまして、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するものでございます。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び勤務環境の整備を規定するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表により説明させていただきます。

まず、5ページでございます。

5ページの第2条及び第7条でございますが、育児休業することができない職員あるいは部分休業することができない職員を定めているものです。ちょっと逆説的になっておりますけれども、まず、第2条第1項第3号（ア）において、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止し、結果的に引き続き1年以上在職していない非常勤職員でも、育児休業等が取得できることとなってまいります。

また、第7条におきましては、部分休業を取得できない職員を定める規定となりますが、改正案のように、これを改正することで部分休業についても第2条と同様の適用となるものでございます。

引き続きまして、新旧対照表の6ページを御覧ください。第11条と第12条につきましては、新設でございます。

まず第11条につきましては、「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置

等」として、当該職員への制度の周知、育児休業承認の意向確認に係る面談等を行うことを定めるものでございます。同じく新設でございます第12条につきましては、育児休業を行うための勤務環境の整備として、研修の実施等を定めるものでございます。

最後に附則において、本条例の施行期日については令和4年4月1日と定めております。なお、本条例改正の基本的な考え方については、先般の全員協議会の折に説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） なかなか読み取りができませんでしたので、確認ということになります。これによれば、会計年度任用職員は全て育児休業を取ることができるという理解でいいの。また、育児休業につきましては、男性女性等も取ることができますが、例えば、連れ合いが会計年度任用職員であっても、片方が正規職員であれば取れる。また反対に、正規職員であっても、連れ合いが会計年度任用職員であっても取れるというような、幅広い全ての方が取れるという理解でいいのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 2つお尋ねがございました。

まず、1点目につきましては、誰でも取れるといいますか、いわゆる雇用期間が1年未満であっても取得ができるという条例になってきております。

それから、2点目につきましては、おっしゃいますとおり柔軟な対応で、こういった身分といいますか、あらゆるケースの想定でもやはり取得ができるというような条例になってきております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 大変いい制度だと思いますが、これについての周知の方法はどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まずは、条例を御議決いただきましたら、まず管理職会議を通じて周知をする。それから全職員宛て、それから該当しそうな職員に向いての研修ですとか、そういったものを想定しているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第19号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第20号

○議長（中野 義信君） 日程第17、議案第20号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 引き続きまして、議案書の20ページを御覧ください。

議案第20号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、21ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるものでございます。本条例の第19条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について規定しております。これまでは国家公務員に倣い、給与月額に12月を乗じた1年分の給与額を、1週間当たりの勤務時間38時間45分に52週を乗じた1年分の勤務時間数で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額としておりました。これを今回、労働基準法の規定に基づいた形になってまいります。全員協議会のときにも数式を用いました資料を差し上げておりましたので、それを御参照いただきたいと思うんですが、この部分の分母の部分につきまして、1年分の勤務時間数から祝日法に規定する休日及び年末年始の休日の勤務時間数、これを減じて得た時間数とし、先ほどと同様の勤務時間数で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額とするという計算方法になってまいります。

非常にちょっと難しいんですけども、要は、分母の部分が休日法に規定する休日の部分を引きますので、総体としては1時間当たりの給与額の金額は増加するというようになってまいります。

国家公務員につきましては、労働基準法が適用されませんが、地方公務員につきましては、本来、労働基準法における時間外労働、それから休日労働または深夜労働の割増し賃金の算出に関する部分について適用されますことから、県内の近隣自治体の動向も踏まえた上で条例の改正を行うものでございます。

最後に附則において、本条例の施行日時につきましては、令和4年4月1日と定めております。説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、野鶴修議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 確認の意味で、内容については全く異議はございません。むしろ時間外の単価が上がるというふうなことになるかと思っておりますので、いいことだと思います。確認の意味で、こういった給与関係については、うきは市のほうの職員労働組合もあるかと思っております。そういった中で、やはりこういった提案をされる場合、きちんと労使間の中において確認をして提案されているのか、その点だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） この提案につきましては、もちろん近隣自治体の動向も踏まえまして、当然ながら労使関係についても慎重に行いますので、事前にそういったところについても、準備の部分ではきちんと交渉は行っているものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 私も内容については、異論はありません。

ちょっと確認させてください。この給与の関係で、今まで地方公務員は労働基準法が適用になりますよね、説明のとおり。実態は私も携わってきた1人ですけど、ベースアップ、人事院勧告に基づいて、国の一般職に関する給与法に基づいて、ほとんどの自治体がそれに従いながら今日ありますよね。そして、この具体的なことを言えば、今まで現在は16日間は祝日ですかね。ですね。それも含んだところで単価を出しとったから、非常に皆さん、ありがたい、マイナスだったんですよね。今度は、16日間は差引かれて分母が変わるから、今度、増額になるという理屈ですよね。それはもう理解しております。

ただ、確認したいのは、今までがずっと長く国の給与法に基づいてやりよって、なぜ今、労働基準法に切り替わったのかという理由が聞きたいんですよ。何でこういう方式をずっと引きずってきて、今になってこういうものに切り替わるのかというのが、その説明がないと、ただ結果だ

けならオーライだけど、説明してください。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員おっしゃいますとおり、もともとうきは市の給与条例におきましては、以前より国に準拠する形で計算方法を取っておりました。多くの自治体でも、この方法で算出をしておったところでございます。近年、しかしながら、こうした国に準拠した計算方法から、労働基準法が適用されることを踏まえて労働基準法に準拠した形に変更する形で改正をする自治体が出てきております。特に県南の自治体につきましては、ほぼ全ての市ですね。町村ではなく市につきましては、ほぼ令和4年度開始という形で、こういう労働基準法にのっとった形での計算方式に変えるという動向がございまして、じゃあ、なぜかと言われますと非常に難しいところなんですけど、やっぱり時代背景ですとか、それから、私どもとしてもやはり雇用の確保もしたいところもございまして。そういう中で、総額的な私どもの予算ですとか、限られた予算の中でどこまでできるかというところを調整しながら、現在ぎりぎりのところで、じゃあ、令和4年度からどうだろうということ今回、お諮りをしているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 時代の趨勢的な意味合いだという答弁で、私もそれはそういうことだろうと思うんですけど、これを変えようという動きになったきっかけはどこかからの、久留米広域圏内とか、そういう話を受けてなったのか。やはり能動的に自分たちに、いや、これは変えようとなったのかということ、やっぱりよその情報からだと思うんですよね。それはお聞きする必要もありませんが。ただ問題は、これは時間外の単価の計算ですけど、なら、国の給与法ですね、国家公務員。それとこれの部分は、労基法を適用するようにしますよ。となると、ほかのところ全体を精査すると、まだいろいろ出てくるような気がするんですよね。その辺は、今のところはこれだけですけど、どうするつもりなのか、今後、1つ確認させてください。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ほかに不備はないのか。いろんな部分で整合性は取れているのかとおっしゃいますと、やはり100%と今の時点で申し上げる自信ははっきり言ってございませんが、いわゆる給与条例主義という形で、私どもとしても国の上位法、そういったものを受けて、いろんな条例をつくって御承認いただいた上で運用しているわけでございますけれども、そういった中で、いろんな時代趨勢とか近隣の自治体の動向とか、そういったものによりましては、やはりいろんな動向が出てくる可能性も今後ございますので、そういった部分については、なるべく柔軟に対応できるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 内容はよく分かりましたけれども、令和2年度の決算があるんですね。その令和2年度の決算ベースでいくと、大体どのくらい総額で増えるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 正規職員につきまして、今回の話は時間外についてでございますが、時間外の増加分につきましては、ざっくり申しますと、全体が本来5,000万円から6,000万円程度でございます。その約9%程度というふうに見込まれております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 残業手当が増える分は仕方ないというか、いいのかなと思いつつ、しかし残業そのものがすること自体は、やはりおかしいなと思っておりますが、これとセットで残業の軽減措置が講じられるのか。部署あるいは個人によって残業時間の増減もあるんじゃないかなと思っておりますが、それに対する対応は何かセットで考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、既に月に時間外勤務が45時間以上を超える職員につきましては、管理職等、もしくは本人等からのヒアリング、聞き取りなどを行って改善の余地がないかということも協議したりしております。それに加えまして、当然ながらこういうことになると、時間外総額が増えてくるということにもなりますので、それもあります。それこそ情勢の流れとしまして、やはりワーク・ライフ・バランスを取った働き方、生活というのを考えなければいけないという時代でもございますので、そういった部分について、ある程度、人事評価の中でワーク・ライフ・バランスについての人事評価の上での目標ですとか、そういったものを設定して、そういうところを意識しながら業務を行うようにと。それから、業務間でなかなか調整ができない部分についてあるようでしたら、そういったところについても調整に入ったりとかということも考えたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 取組としては真っ当だと思んですけど、逆にその取組が強化されて45時間以上は駄目だよということで、不正のといひますか、潜りで管理職のほうに届けを出さずに残業されるというような実態というのはないという理解でいいんでしょうか。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） そういうところを管理するのが、やはり管理職という職たるもので

あるのではないかなと思ったりもしますし、そういった部分で管理職はしっかり管理、配下の職員の管理はできているものと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第21号

○議長（中野 義信君） 日程第18、議案第21号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは続きまして、議案書の22ページを御覧ください。

議案第21号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

続きまして、23ページを御覧ください。

先ほど説明をいたしました、うきは市職員の給与に関する条例の改正内容と同様の理由で、第17条及び第28条を改正しまして、第19条では勤務1時間当たりの計算方式を、本来会計年度任用職員が始まりました際に提言されておりました総務省計算方式に改めるものでございます。改正の詳しい内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧ください。新旧対照表の8ページから9ページにかけてでございます。

第17条については、計算方式の分母の部分に、祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日の日数の合計に、1日当たりの勤務時間に乗じて減じたもので除して得た額が勤務1時間当たりの給与額となります。これにつきましては、先ほどと同じです。

第28条につきましては、月額による会計年度任用職員について、第17条と同様の計算方式とするものでございます。

戻りまして、第19条でございますが、こちらは日額、それから時間額で報酬を定めた会計年度任用職員でございます。こちらにつきましては、日額及び時間額を算定する計算式を、先ほど申し上げました総務省計算方式というものに見直しまして整理するものでございます。日額、時間額ともに、これまでの計算方式から、今回申しました、先ほどの総務省より提示された計算方式に改正するものでございまして、日額の会計年度任用職員につきましては、基準月額を21で除して得られた額に、会計年度任用職員それぞれに規定された1日当たりの勤務時間を7.75で除したものを乗じて得られた額とします。時間額につきましては、基準額を162.75、これを21日掛けの7.75時間という形で除して得た額となります。

説明については、以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 8ページの新旧対照表によるパートタイム会計年度任用職員の報酬が、具体的に言えば幾らから幾らぐらいに上がるのか。そして、そのことによる全体的な市としての増額は幾らなのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 特に影響が大きいのが日額で計算されている方、それから時間額で1時間当たりで雇用されている方、そういった方々についての影響が出てくるということで今回、御提案しておりますが、総額としましては、月額も含めたところで、全体で262名でございます。そのうちの日額で支給されているのが90名、それから時間給で支払いされているのが9名でございます。おおむねいろんな雇用条件によりまして、いろいろ金額は変わってまいります。おおむね3%程度増額になるものと思っております。

以上です。（発言する者あり）失礼しました。総額で言いますと、3%と仮定いたしますと、一月当たり20万円程度増えてまいります。これを12か月でございますので、大体その12を掛けた分と、二百五、六十万円とか、そういった感じになろうかと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第24号

○議長（中野 義信君） 日程第19、議案第24号うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 議案書の28ページ目をお開きください。

議案第24号うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

29ページ目をお開きください。

うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表のほうで説明いたします。新旧対照表の13ページ目をお開きください。

右側現行の第1条に記載しております下線部分、括弧書きの部分になりますが、「公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。」につきまして、改正案では削除という形になります。現在の条例は、公共下水道事業と農業集落排水事業を分けて表示しておりますが、地方公営企業法におきまして、2以上の事業を1つの特別会計にした場合、会計を事業ごとに分ける必要がないということになっております。また実態といたしまして、下水道事業として1つの特別会計で運用しておりますことから、今回改正案として削除するものです。

続きまして、現行の第8条の下線部で、「及び決算」と第3号の「帳票の管理に関する事務」

につきまして、改正案では削除となります。公営企業会計の事務処理といたしまして、決算及び帳票の管理につきましては、会計管理者ではなく、下水道事業の所管である住環境建設課のほうで行っておりますため、実態に合わせて改正するものでございます。

最後に、議案書の29ページ目にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は可決することに決しました。

日程第20、議案第25号

○議長（中野 義信君） 日程第20、議案第25号うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 議案書30ページ目をお開きください。

議案第25号うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

31ページ目をお開きください。

うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。うきは市簡易水道事業の

設置等に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明いたします。新旧対照表の14ページ目をお開きください。

右側の現行の第8条の下線部で、「及び決算」と第3号の「帳票の管理に関する事務」につきまして、改正案では削除となります。公営企業会計の事務処理として、決算及び帳票の管理については、会計管理者でなく、簡易水道事業の所管であります住環境建設課のほうで行っておりますため、実態に合わせて改正するものでございます。

議案書の31ページ目のほうにお戻りください。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤芳光議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 要らんことを申し上げますが、公会計に移行してもう2年が過ぎましたかね。会計管理者のほうで、これはやってないという事実は、住環境建設課の下水道関係で、ここで言う帳票の管理に関する事務等はやっておられたんでしょう。条例の改正は気づかなかったということですね。まだほかにありますか。これで大体整理が終わったんでしょうか。ちょっと嫌な感じの質問でもありますけど。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 今年度9月の決算を迎えまして、その作業で一連の公営企業会計の作業を行ったところでございます。9月の決算の処理の折に、こちらの条例の内容のほうを改めて確認しまして、その後に会計管理者が行うものとするという形になっていたところが、やっぱり実態として間違っているなというところに気づきまして、今回条例改正という形になったところでございます。大変申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は可決することに決しました。

日程第21. 予算特別委員会の設置について

○議長（中野 義信君） 日程第21、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。令和4年度うきは市一般会計予算、令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算及び令和4年度うきは市下水道事業会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

予算特別委員会の委員長に13番、佐藤裕宣議員、副委員長に11番、伊藤善康議員を指名して決定します。

日程第22. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（中野 義信君） 日程第22、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第8号令和4年度うきは市一般会計予算、議案第12号令和4年度うきは市簡易水道事業会計予算及び議案第13号令和4年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、議案第12号及び議案第13号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第23. 陳情の委員会付託（陳情文書表）

○議長（中野 義信君） 日程第23、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって、所管の委員会に付託をします。

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日3月5日から3月6日までは休会とし、3月7日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時24分散会
